

令和7年11月10日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機、区施設に設置のマイナンバーカード専用証明書自動交付機）による証明書交付手数料の額の特例措置を定めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い規定の整備を行う必要があるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和7年第4回区議会定例会へ提案する。

2 改正内容

（1）多機能端末機による証明書交付手数料の額の特例措置

附則第3項のうち、「令和7年2月1日」を「令和8年2月1日」に改める。

（2）マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う規定の整備

別表第1の125の12のうち、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

（1）多機能端末機による証明書交付手数料の額の特例措置

令和8年2月1日

（2）マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う規定の整備

公布の日

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 第 3 条 （略） 2 前項に規定する手数料は、閲覧については 1 回につき100円、印鑑登録証の交付については 1 件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については 1 件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年 3 月世田谷区条例第 6 号）第19条の 2 に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年 4 月 1 日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置） 3 <u>令和 8 年 2 月 1 日</u>から同年 5 月31日までの間における第 3 条第 2 項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 （中略） <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の125の12の項の改正規定は、公布の日から施行する。</u> 別表第 1 （第 2 条関係） （中略）	○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 第 3 条 （略） 2 前項に規定する手数料は、閲覧については 1 回につき100円、印鑑登録証の交付については 1 件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については 1 件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年 3 月世田谷区条例第 6 号）第19条の 2 に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年 4 月 1 日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置） 3 <u>令和 7 年 2 月 1 日</u>から同年 5 月31日までの間における第 3 条第 2 項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 （中略）

改正後					改正前				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
125の 12	マンションの 管理の適正化 の推進に関する 法律(平成12 年法律第149 号)第5条の17 第1項の規定 に基づくマン ションの管理 に関する計画 の変更の認定 の申請に対する 審査	マンション管 理計画変更認 定申請手数料	申請1件につき、1 及び2に掲げる場 合の区分に応じ、次 に掲げる額 1 2以外の場合 (1)から(6)ま でに掲げる区分 に応じ、次に掲げ る額を合算した 額 (1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項 4,800円 (2) 管理規約 の基準に係る 事項 4,000円 (3) 管理組合 の経理の基準 に係る事項 4,600円 (4) 長期修繕 計画の作成、見 直し等の基準 に係る事項	認定申 請のと き。	125の 12	マンションの 管理の適正化 の推進に関する 法律(平成12 年法律第149 号)第5条の7 第1項の規定 に基づくマン ションの管理 に関する計画 の変更の認定 の申請に対する 審査	マンション管 理計画変更認 定申請手数料	申請1件につき、1 及び2に掲げる場 合の区分に応じ、次 に掲げる額 1 2以外の場合 (1)から(6)ま でに掲げる区分 に応じ、次に掲げ る額を合算した 額 (1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項 4,800円 (2) 管理規約 の基準に係る 事項 4,000円 (3) 管理組合 の経理の基準 に係る事項 4,600円 (4) 長期修繕 計画の作成、見 直し等の基準 に係る事項	認定申 請のと き。

改正後						改正前					
				9,800円						9,800円	
				(5) その他の 基準に係る事 項						(5) その他の 基準に係る事 項	
				2,900円						2,900円	
				(6) (1)から (5)までに掲 げる事項以外 のもの						(6) (1)から (5)までに掲 げる事項以外 のもの	
				2,000円						2,000円	
				2 変更する長期 修繕計画の数が 2以上である場 合 (1)から (6)までに掲げ る区分に応じ、次 に掲げる額を合 算した額						2 変更する長期 修繕計画の数が 2以上である場 合 (1)から (6)までに掲げ る区分に応じ、次 に掲げる額を合 算した額	
				(1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項						(1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項	
				1(1)に掲げ る額に、1を超 える当該長期 修繕計画の数 に2,600円を乗 じて得た額を 加算した額						1(1)に掲げ る額に、1を超 える当該長期 修繕計画の数 に2,600円を乗 じて得た額を 加算した額	

改正後					改正前				
				(2) 管理規約 の基準に係る 事項 1(2) に掲げる額に、 1 を超える当 該長期修繕計 画の数に2,600 円を乗じて得 た額を加算し た額 (3) 管理組合 の経理の基準 に係る事項 1(3)に掲げ る額に、1 を超 える当該長期 修繕計画の数 に2,800円を乗 じて得た額を 加算した額 (4) 長期修繕 計画の作成、見 直し等の基準 に係る事項 1(4)に掲げ る額に、1 を超 える当該長期 修繕計画の数					(2) 管理規約 の基準に係る 事項 1(2) に掲げる額に、 1 を超える当 該長期修繕計 画の数に2,600 円を乗じて得 た額を加算し た額 (3) 管理組合 の経理の基準 に係る事項 1(3)に掲げ る額に、1 を超 える当該長期 修繕計画の数 に2,800円を乗 じて得た額を 加算した額 (4) 長期修繕 計画の作成、見 直し等の基準 に係る事項 1(4)に掲げ る額に、1 を超 える当該長期 修繕計画の数

改正後						改正前					
				に5,200円を乗じて得た額を加算した額 (5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 (6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1(6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額						に5,200円を乗じて得た額を加算した額 (5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 (6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1(6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額	